

平成22年6月11日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19520590

研究課題名（和文） 中世神社史料の総合的研究－神国思想と石清水八幡宮を中心に－

研究課題名（英文） Led by general study - land of the gods thought and Iwashimizu Hachiman shrine of Middle Ages Shinto shrine historical materials -

研究代表者

鍛代 敏雄（KITAI TOSHIO）

國學院大學栃木短期大学・日本史学科・教授

研究者番号：90269291

研究成果の概要（和文）：本研究は、中世を中心とする神社史料の総合研究の試みである。その成果は、神国思想とその代表的な八幡信仰を広めた石清水八幡宮との関係構造に関し、関連史料を蒐集、調査して、翻刻文および研究論文をもって情報公開することができたところにある。

研究成果の概要（英文）：This study is a trial of the general study of Shinto shrine historical materials mainly on the Middle Ages. Collection did associated historical materials and investigated the result about a relative with Iwashimizu Hachiman shrine which spread land of the gods thought and the representative Hachiman faith and, with a reprinting sentence and a thesis, was able to disclose information.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
平成19年度	1,500,000	450,000	1,950,000
平成20年度	1,300,000	390,000	1,690,000
平成21年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：中世史・神社史

1. 研究開始当初の背景

本研究の背景としては、研究代表者がうけた科学研究費補助金（基盤研究（C））平成16年度～平成18年度研究課題「石清水八幡宮関係文書の総合的研究」が重要である。従来未紹介の「石清水八幡宮文書」について、学会誌を通じて、翻刻し、解題を付して斯界共有の財産とするために、情報公開した点にある。それを基盤として、本研究の新しい課題を設定した。

2. 研究の目的

天下第2の宗廟、石清水八幡宮は、朝廷・公家・武家から広く尊崇され、八幡信仰を普及させ、神国思想の土台を創造した寺社である。それらにかかわる史料を研究することによって、日本の国家や文化の歴史的な規定性を探り、東北アジアにおける思想的比較論を構築することにある。

3. 研究の方法

本研究の方法は、「神国」史料調査班と石清

水関係史料調査班の2グループを組織して、史料の蒐集・調査、翻刻・研究を推進した。

4. 研究成果

本研究における成果のその1は、下記の通り、研究代表者による、著作・論文・史料紹介・学会報告などによる、研究の情報公開にある。その2は、100頁(A4版)におよぶ研究報告書を作成した。すなわち、神国思想にかかわる石清水八幡宮の祭祀儀礼について、新たな史料を発掘し、解題を付して翻刻し、論文と参考資料を収載して、研究成果の情報を公開した。

本研究における蒐集、調査した史料などは、次の通りである。

- ①石清水八幡宮所蔵「日使頭祭記録」
- ②石清水安居関係史料(古文書・古記録(抄))
- ③安居御神事諸事記(抄)
- ④東京大学史料編纂所架蔵本「石清水」関係文書目録
- ⑤「八幡愚童訓」一覧表
- ⑥「安居本頭神人」一覧表
- ⑦正法寺所蔵「志水家系」

研究目的にしたがって、史料を蒐集し、新出史料を翻刻した。

なお、この外にも、刊本を中心にして、中世前期の「神国」関連史料などを蒐集したけれども、目録整理に関しては、今後の課題として残している。

とくに重要と思われる、②の石清水安居関係史料の内容紹介をしておきたい。

〈鎌倉期の安居と頭役〉

石清水安居は、伝承によれば、康和年間(一〇九九～一一〇四)、白河院の時代に行われはじめたと、応永期の十五世紀にはすでにいわれていたようである。また、寿永元年(一一八二)の源頼朝幣礼使に倣って、以後、儀礼化されたと由緒や系図などが伝えている。

確実な古文書の所見は、元久元年(一二〇四)七月の安達景盛が上野国板鼻別宮預所として安居用途を勤めたこと、その請文のことが見え、また元久二年正月三十日付の北条時政請文や将軍家御教書で、上総国市原別宮の預所中原親能が先例がないと称して、安居頭を対捍したことが確かめられる。したがって、遅くとも十三世紀初頭より以前には確実に遡る。正安三年(一三〇一)の注進状によれば、出雲国赤穴別宮下司の紀宗実が、寿永元年(一一八二)に堂莊嚴宝樹預を勤めたことが書かれている。とすれば、鎌倉幕府が干渉する以前から、石清水安居の祭式が整えられていたことになるけれども、これ以外に関連史料は見いだせず、詳細は不明といわざるをえない。鎌倉期の安居頭役料所を探ってみると、『国史大辞典』(吉川弘文館)の石清水八幡宮「社領」の項に見えない荘園もある。と

くに興味深い点は、関東の荘園と隔地に散在する別宮の存在が注目され、中世後期では、史料上、そのほとんど把握できない土地にある。たとえば、相模国の「古(旧)国府」(ふるごう)は現在の平塚市で、別宮の八幡宮があった。この別宮は、保元三年(一一五八)十二月の石清水八幡宮宛ての官宣旨によって、他の宮寺領とともに押領を止め安堵されていた。

「古国府」の預所による安居頭役の対捍につき、幕府が相模の国衙在庁を支配する三浦頼盛に先例厳守を命じたことがわかる。等しく、頼朝が石清水へ寄進したと伝える武蔵国古尾谷庄の預所内藤盛時は、先例がないと、地頭役として課された安居頭役を対捍、幕府は「為生涯一度之所課」と勤仕を命じた点は重要であろう。

また、幕府は、西国の安居頭役についても、地頭の難渋を責めていたもので、関東としては、石清水八幡宮側の申請をうけて、安居役の保障を行っていたことは明らかである。とすれば、全国の荘園・別宮に関し、安居祭祀をテコにして、神領興行を、石清水八幡宮側が押し進めた、ということができのではないだろうか。おそらく、安居を武家の祈禱として働きかけ、石清水側が立ち上げた祭祀ではないか、と想像される。もちろん、将軍家の石清水八幡への信仰が前提であったが、安居頭役の勤仕を通して、地頭御家人との主従契約関係をさらに図ったということもできよう。

〈南北朝・室町期の安居と頭役〉

将軍家が安居の莊嚴頭をいつから勤めたかは定かではないけれども、建武四年(一三三七)六月、足利尊氏が安居頭料所「毎年一頭」の沙汰として、伊予国内の闕所没官地を新寄進したことにはじまるものと考えられる。ちょうど、翌建武五年から、元弘の変以来の遺霊を弔い、天下泰平を祈願する風潮がおこってくるが、そのような状況と無縁とは思われない。また、尊氏と石清水八幡宮との関係でいえば、祈禱契約が注目される。すなわち、社務検校職に就く別当家の善法寺家を「将軍家御師職」(足利家の祈禱師)に補任された。善法寺昇清は確実、父の通清も同様であったと思われる。周知の通り、善法寺通清と智泉聖通(尼五山の通玄寺の比丘尼)との間に生まれた紀良子は、義詮の室となり義満を生む。いま一人の娘、崇賢門院は後光厳天皇の後として後円融天皇の母となる。公武に強い姻戚関係を善法寺家が結んだ時期であった。

足利家とのこのような婚姻および八幡信仰、具体的には祈禱契約を背景として、尊氏が、石清水八幡宮の神事興行・天下安全を祈願し、石清水安居の頭役料所を寄進、室町期の莊嚴頭が将軍家の沙汰となったものと思われるのである。もちろん、はじめに述べた

ところの、源頼朝との由緒が強調されたに違いない。

さて、十四世紀後半から十五世紀前半は、一揆の時代といっても過言ではない。石清水をめぐる社会的環境も例外ではなかった。

そこで、安居と「神訴」について述べよう。ここでいう神訴とは、神人の強訴を神威の面から荘厳し体現した強訴で、公武からも、特殊な訴訟と認知されていたものである。「神訴」の語は、鎌倉末期から見えるが、石清水八幡宮の場合、主に勅祭・放生会の祭祀にあて、「神訴」と号し、神威を楯にして神を質にとる、いわば〈ゴッド・ジャック〉であり、公武に対して訴訟の受理や裁許を請求したものでした。国家的な祭祀を前に、公武の国家公権は、徳政としての裁許、または〈給恩の受訴〉といわれるような訴訟の裁許が要求されていたのである。

例えば、室町殿の参詣には、放生会直前に八幡社家奉行（別奉行）と石清水方の「御前御使」役とが、神人の「神訴」に対処した。十五世紀、神人の名称が明らかな放生会の「神訴」は十八度ですから、放生会にあてた神訴は公武に効力があつたといえる。

ただその一方で、安居に際しての神訴はそれほど多くはない。けれども、南北朝期以降、安居頭役二重成や負担増に対する神人らの閉籠強訴が確かめられる。また、十四世紀末から十五世紀には、山上衆の所司ら出仕の懈怠、頭役の「闕頭」につき社務御供米を下行したことなど、神事の遅延も注意される。しかしながら、石清水社にとっての安居は欠くべからざる祭祀であったことは疑いない。

石清水八幡宮寺側の年貢・公事の收取の論理として、安居頭の僧供頭を社務検校の子息が勤めるのだから、「惣寺領は年貢・公事を五月中に京着させるべきだ」との論理を酌み取ることができる。天下泰平の祈禱の沙汰を大義名分（テコ）とした宮寺領からの收取の論理を読み取ることはできるでしょう。さらに、朝家第一・宮寺無双の大営、宮寺祠官・所司・神人から神領の荘官以下百姓・住民に至るまで、差定にしたがい巡役としての安居頭を勤仕せしむる、といった論理が明確に知られる。この論理は、慶長年間にいたっても一貫して主張されていた。

寺社の権門を荘厳し、神事を興隆し、興行することが常に要求せられた時代であつたといえる。

〈戦国・織豊・徳川初期の安居と頭役〉

『八幡愚童訓』では、後生のための「法会」「儀式」の代表として、正月、全国の寺社で一斉に行われた修正会、七月の安居、八月の放生会の三つの祭祀をあげている。すなわち、八幡大菩薩の本地が阿弥陀如来と認識されていた時代に、極楽往生を願って善行・功德

を積むための三大法会・三大儀式の一つであつたということになる。文明十年の放生会が同十五年に執行されて以来、中世・近世の移行期、勅祭の放生会は二百年余り断絶する。朝廷や幕府の助成が期待できない状況に陥つたといえよう。しかし、石清水八幡宮寺の祭祀として、毎年行われたかはさだかでないけれども、安居は執行されていたのである。その確実な証拠が、新出史料である。十六世紀半ば、戦国期の室町幕府にあつても、将軍家が荘厳頭を勤めていたことは重要である。

豊臣政権は、天正十七年に前年までの宮寺・祠官家、山上の社僧、神主・禰宜ら神官、境内の神人、商手工業者、百姓に至るまで、当知行地にかかわる指出検地を断行した。それに応じて、安居神事が中断した。そこで、石清水境内都市「八幡」の地下人らは、安居神事の頭役勤仕を楯に、検地の免除を豊臣政権へ上申し。慶長四年（一五九九）、「天下御祈禱之あんごの御神事」の退転に対し、検地免除をもって、安居などの用途にかえて天下安全・武運長久の祈禱を、山上山下で毎日社参して行くと、八幡惣中が豊臣方の奉行へ訴え出たのである。さらに、関ヶ原の直前、慶長五年五月二十三日、石清水側は家康に「八幡山上山下知行高帳」を指出した。これによって、等しく祠官家から神領百姓に至るまでの朱印地が確定し、検地の免除が保障されたわけである。そのことは、慶長五年七月十七日付、石田三成・増田長盛・長束正家・前田玄以ら豊臣奉行人らの連署状、全十三箇条におよぶ、いわゆる徳川家康弾劾状に、不法な縁故で石清水八幡宮の検地を免除したことが批判の対象となっていた点から知られる。この検地一件に関しては、お亀（相応院、尾張義直（慶長五年生）の母）と、彼女の出自、志水家の奔走が大きかったようである。

ところで、慶長十六年段階で、紺座町の片岡道二と橋本町の落合忠左衛門の両人が闕所処分とされ、その田地が安居頭料地となっていた。さかのぼっては、天正十五年（一五八七）五月、秀吉の島津攻略に際し、その見舞いを送った返礼が「八幡山下町人中」に出されている。その裏打裏書には、「右の御本紙ハ片岡道貳方ニ有之」と記されていた。ということは、境内都市「八幡」の町人を代表する有力な年寄であつた点は疑いない。おそらく豊臣政権下において、「八幡」は直轄地となっていた可能性が高く、右の片岡・落合は八幡の郷町代官だったのでないかと思われる。だから、徳川政権下において、彼ら代官には闕所処分がなされ、その闕所地が安居頭料として寄進されたものと推定できるのである。

なお志水家は、安居本頭神人の家で、系図によれば、頼朝の使者とし奉幣の礼をして安

居における武家祭祀の契機にかかわった、頼朝の御家人、高田忠国の末裔と伝えている。その忠国は『吾妻鏡』には見えないけれども、大和国を本所とする兄の重家は、建久元年（一一九〇）に四度登場する。詳細は不明だが、土佐国への配流の官符がだされても、大和にとどまり、東大寺の「上人」（重源か）と交渉し、頼朝に赦免を請うた人物として記されている。そして、家康時代の志水忠宗は、将軍家直轄地の山城代官に任命され、なお、石清水の祠官らと連署状を発給しており、祠官並の家柄が認知されていた。家康からの信任の篤さが想像される。

彼ら安居頭役神人は、「侍分」と呼ばれていた。安居本頭役神人六十人は、地下の侍身分で、問屋・酒屋・土倉などの有力町人である。年寄として「八幡惣中」の自治運営の主体だった。なおまた、境内都市「八幡」は、近世へと連続するアジュール都市としての特質を保持することができたのである。

すなわち、慶長十五年の家康朱印状と同十八年の秀忠黒印状による条目では、地下役としての安居を勤仕させ、検地免除と守護不入を保障、天下安全の祈禱を命じている。山上山下・境内都市居住者の指出総石高は慶長五年の段階で、約七千石、境内の家数は七七三軒、うち商職人以外に百姓分一〇八人の名が確かめられる。

右の二条目には、もちろん安居の神事は明記されており、中断していた放生会のこと書かれている。しかし、放生会を再興させる意志はまったく感じられない。やはり、安居は、頼朝以来の武家祭祀、将軍家における天下国家の神事として公認されていたことは間違いないところである。先の「八幡山上山下知行高帳」や、八幡の安居頭役神人の「森元文書」などを見るかぎり、「朝家第一之御祈」である頭役を勤仕した神人身分の地下侍衆は、その神事役の奉仕を通して将軍家と結ばれ、将軍の朱印状によって知行安堵を得ていた。かかる特殊な主従制的支配関係を見逃すわけにはいかないだろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

- ① 鍛代敏雄「日本中世における商人身分の形成とその特質」（『國學院雑誌』109-11, 平成20年11月、138～151頁）
- ② 鍛代敏雄「天理大学附属天理図書館所蔵『石清水八幡宮文書』の紹介」（『栃木史学』22, 平成20年3月、59～76頁）
- ③ 鍛代敏雄「神国論の系譜」（『神道宗教』

206、平成19年4月、6～48頁）

〔学会発表〕（計3件）

- ① 鍛代敏雄「中世武家と八幡信仰」（平成21年11月日本大学史学会例会）
- ② 鍛代敏雄「日本中世における商人身分の形成とその特質」（平成19年度國學院大學共同研究公開シンポジウム）
- ③ 鍛代敏雄「神国と正直」（平成19年度國學院大學院友学術振興会総会研究報告）

〔図書〕（計3件）

- ① 鍛代敏雄『石清水八幡宮社家文書』（八木書店、平成21年8月、単著）
- ② 鍛代敏雄『戦国期の石清水と本願寺』（法蔵館、平成20年5月、単著）
- ③ 鍛代敏雄『石清水八幡宮諸建造物調査報告書』（八幡市教育委員会・石清水八幡宮、平成19年5月、共著）

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鍛代 敏雄 (KITAI TOSHIO)
國學院大學栃木短期大学・日本史学科・教授

研究者番号：90269291

(2) 研究分担者（ ）

研究者番号：

(3) 連携研究者（ ）

研究者番号：